

建築物の確認申請等に関するご案内

(2026年4月改訂)

はじめに

「すまい」をはじめとする建築物に対する要望が、近年、周辺環境へと向けられ、うるおいのある快適な生活空間の創造が求められ、それに伴い設計の内容も複雑多岐になっております。

建築基準法も時代の要望に応え数次にわたる改正が行われ、設計の自由度も一層拡大されており、設計者の皆様におかれましても、これらに応えるべく努力されていることと存じます。

こうした状況のなか、設計者の本来業務であります建築基準法等に適合するよう設計するという責任は、ますます重大になっていると考えます。

そこで、本市においても、確認申請等の合理化と円滑化を図るために、この「建築物の確認申請等に関するご案内」を作成いたしましたので、活用くださるようお願いいたします。

目次

はじめに.....	0
1 確認申請の受付及び審査.....	1
2 確認申請から検査済証受理までの手続きと事務の流れ（概略）.....	2
3 中間検査について.....	4
4 手数料について.....	6
5 用途地域及び道路調査について.....	8
関係部署のご案内.....	9

1 確認申請の受付及び審査

(1) 確認申請の受付について

申請書の受付及び審査は、まちづくり局指導部建築審査課で行います。

なお、平成19年6月20日より改正建築基準法が施行され、確認申請後の訂正、追記等については原則認められないこととなりました。申請者におかれましては以下の点を十分確認したうえでの申請をお願いいたします。

- ① 図面相互の整合性の確認
- ② 施行規則第1条の3に基づく添付図書の確認
- ③ 施行規則第1条の3に基づく図書に明示すべき事項の確認

(2) 確認申請の審査の所管

ア 意匠及び設備：意匠南部担当

(TEL 044-200-3044)

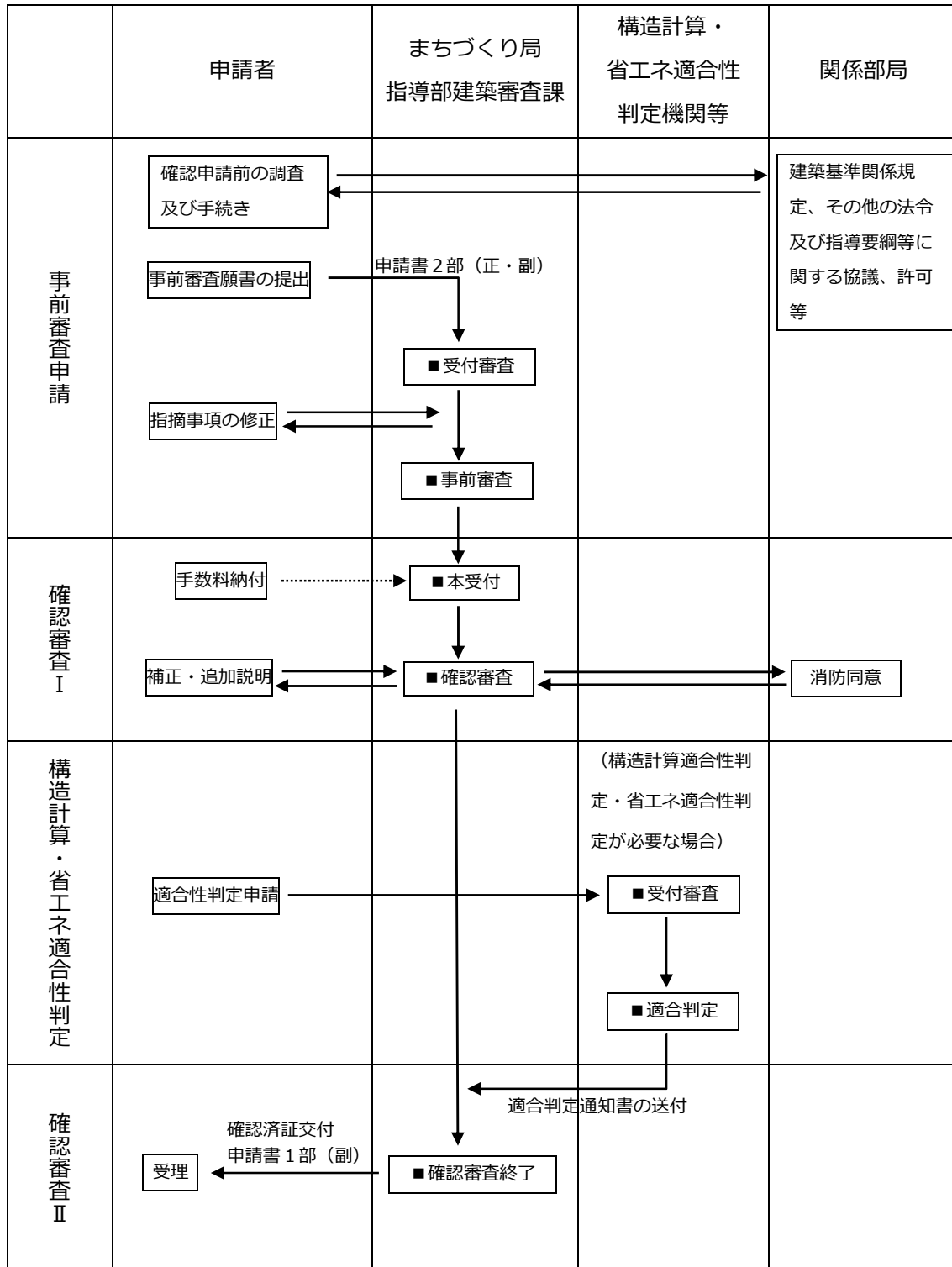
意匠北部担当

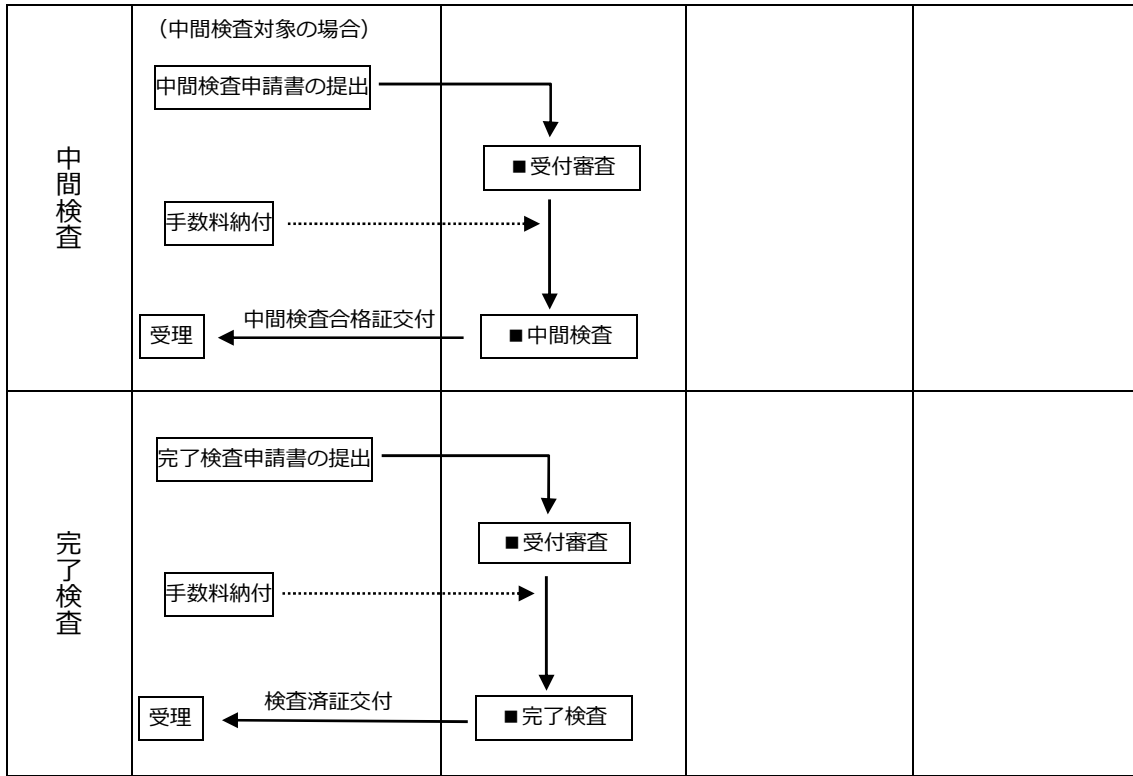
(TEL 044-200-3045)

イ 構造： 構造担当

(TEL 044-200-3019)

2 確認申請から検査済証受理までの手続きと事務の流れ（概略）





3 中間検査について

川崎市では次のとおり中間検査を実施しています。

(1) 対象区域 川崎市全域

(2) 対象となる建築物

①「**3階以上の共同住宅で2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程を含む建築物**」(建築基準法第7条の3第1項第一号による指定)

②次の表の用途・規模・構造に該当する建築物(建築基準法第7条の3第1項第二号による指定)

	用途	規模	構造
1	一戸建ての住宅、長屋、兼用住宅 又は併用住宅	階数が2以上又は 床面積の合計が50 ㎡を超える	主要な構造形式が 木造(丸太組構法 を除く。以下同 じ。)
2	劇場、映画館、演芸場、観覧場 (屋外観覧場を除く。)その他こ れらに類するもの	床面積の合計が 300㎡以上	主要な構造形式が 木造、鉄骨造、鉄 筋コンクリート造 又は鉄骨鉄筋コン クリート造
3	公会堂、集会場その他これらに類 するもの	床面積の合計が 200㎡以上	
4	病院又は診療所(患者の入院施設 があるものに限る。)	床面積の合計が 300㎡以上	
5	幼稚園、社会福祉施設その他これ らに類するもの		
6	ホテル又は旅館	床面積の合計が 500㎡以上	
7	共同住宅、寄宿舎又は下宿	床面積の合計が 1,000㎡以上	
8	学校又は体育館	床面積の合計が 2,000㎡以上	

9	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	床面積の合計が 500 m ² 以上	
10	店舗、飲食店、遊技場その他これらに類するもの	床面積の合計が 200 m ² 以上	

(3) 特定工程

建築物の主要な構造形式	特定工程
木造	屋根工事の工程
鉄骨造	1階を含む鉄骨建方工事の工程
鉄筋コンクリート造 (鉄骨鉄筋コンクリート造)	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程（当該配筋工事を現場で行わないものは、同部分の取付工事の工程）

※2 中間検査の対象の有無、申請の時期などは建築確認申請時に窓口で確認してください。

問い合わせ先

構造担当 (TEL 044-200-3019)

4 手数料について（令和7年12月現在）

（1）建築物の確認申請、計画通知又は検査の申請手数料

	確認 (計画通知) 申請手数料	中間検査 申請手数料	完了検査 申請手数料※	中間検査を受 けた場合の完 了検査申請手 数料※
	1件につき	1件につき	1件につき	1件につき
30㎡以内のもの	15,000円	24,000円	24,000円	23,000円
30㎡を超え 100㎡以内のもの	28,000円	28,000円	30,000円	29,000円
100㎡を超え 200㎡以内のもの	43,000円	37,000円	39,000円	38,000円
200㎡を超え 300㎡以内のもの	48,000円	42,000円	44,000円	42,000円
300㎡を超え 500㎡以内のもの	55,000円	50,000円	53,000円	49,000円
500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	66,000円	52,000円	58,000円	55,000円
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	93,000円	70,000円	78,000円	75,000円
2,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	160,000円	100,000円	120,000円	110,000円
5,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	280,000円	160,000円	190,000円	180,000円
10,000㎡を超え 30,000㎡以内のもの	370,000円	210,000円	240,000円	230,000円
30,000㎡を超え 50,000㎡以内のもの	460,000円	260,000円	300,000円	290,000円
50,000㎡を超えるもの	900,000円	530,000円	610,000円	600,000円

床面積の合計の算定方法は次による。

(1) 建築物を建築する場合（(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。）
⇒ 当該建築に係る部分の床面積

(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）
⇒ 当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

(3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合（(4)に掲げる場合を除く。）
⇒ 当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の1/2

(4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合
⇒ 当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2

※ 建築物の確認申請又は計画通知に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合の確認申請手数料は、上記の表により算出した手数料に（2）の表により算出した手数料を加算した金額となります。

完了検査建築物に省エネ適合性判定建築物等※1が含まれる場合、完了検査手数料に次ページの加算額※2が生じます（1件につき）。

※1 省エネ適合性判定建築物等 次のいずれかに該当する建築物

- ① 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能計画又は当該計画の変更に係る建築物
- ② 大臣認定を取得した建築物(令和7年川崎市告示第161号)
- ③ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定を取得した建築物(令和7年川崎市告示第161号)
- ④ 低炭素建築物新築等計画の認定を取得した建築物(令和7年川崎市告示第161号)
- ⑤ 設計住宅性能評価を取得した建築物(建設住宅性能評価を取得したものを除く。)(令和7年川崎市告示第161号)
- ⑥ 長期優良住宅認定を取得した建築物(令和7年川崎市告示第161号)

※2 加算額 判定建築物が複数ある場合、棟ごとの手数料を算定して合計した額

手数料一覧

ア 一戸建ての住宅等※1の場合

1件につき 14,000 円の加算

※1 所定の条件を満たす併用住宅(令和 7 年川崎市告示第 161 号)

イ ア以外の建築物の場合

ア以外の建築物の場合、加算手数料は、完了検査申請に係る住宅部分・非住宅部分それぞれの床面積 に応じて、表から算出した金額の合計となります。

A 住宅部分

住宅部分の床面積の合計 (増築又は改築の場合は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計)	完了検査手数料 (加算額)
300 m ² 未満	21,000 円
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	35,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	67,000 円
5,000 m ² 以上	100,000 円

B 非住宅部分

住宅部分の床面積の合計※2 (増築又は改築の場合は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計)	完了検査手数料 (加算額)
300 m ² 未満	19,000 円
300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	26,000 円
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	38,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	95,000 円
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	140,000 円
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	180,000 円
25,000 m ² 以上	220,000 円

※2 非住宅部分の床面積の合計 工場その他エネルギーの使用の状況に関してこれに類する判定建築物 の部分で市長が認めるものに係る床面積を除いて算定する。

(2) 建築設備等の確認又は検査の申請手数料

建築設備等の区分	確認 申請手数料	計画変更 確認手数料	完了検査 申請手数料
	1件につき	1件につき	1件につき
小荷物専用昇降機以外の建築設備	17,000 円	10,000 円	21,000 円
小荷物専用昇降機	8,000 円	5,000 円	13,000 円
工作物	15,000 円	9,000 円	15,000 円

5 用途地域及び道路調査について

- (1) 川崎市都市計画図にある**用途地域、地区、都市施設等の位置、区域等**に関するお問い合わせは、まちづくり局計画部都市計画課となります。(TEL 044-200-2712)

また、**敷地が2以上の用途地域にわたる場合**には、事前に必要な資料を確認のうえ、都市計画課で地域境をご確認ください。

- (2) 建築基準法の規定による**道路の扱い**に関しては、まちづくり局指導部建築審査課にお問い合わせください。

なお、電話でのお問い合わせは、間違いのもととなりますので、お答えしていません。電子申請ツールによる相談フォーム（LoGo フォーム）をご活用ください。

関係部署のご案内

本庁舎

- 2 1階 市民文化局戸籍住民サービス課
- 2 0階 環境局環境対策推進課、環境保全課、収集計画課、環境評価課
- 1 9階 まちづくり局地域整備推進課、拠点整備推進室、防災まちづくり推進課
交通政策室、都市計画課、景観・地区まちづくり支援担当
- 1 8階 まちづくり局まちづくり調整課、建築指導課、建築審査課、
建築管理課、宅地企画指導課、宅地審査課
- 1 7階 建設緑政局技術監理課、みどりの保全整備課
道路整備課、河川課
- 1 6階 建設緑政局管理課、路政課、道水路台帳閲覧窓口、自転車利活用促進室
広域道路整備室
港湾局経営企画課
- 1 3階 健康福祉局保健医療政策部医事・薬事課
- 6階 危機管理本部

南庁舎

- 1 3階 上下水道局管路保全課
- 1 2階 上下水道局下水道水質課
- 4階 教育委員会事務局文化財課

